地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年11月5日

横浜市契約事務受任者環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要金沢ポンプ場道路標識撤去等業務委託
- 2 履行(納品)場所金沢ポンプ場 ほか
- 3 契約日 令和2年9月14日
- 4 履行日又は履行期間令和2年9月14日 から 令和2年11月2日
- 5 契約金額¥583,000.- (うち消費税及び地方消費税額 53,000円)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) みなと交通安全株式会社 代表取締役 土橋 健児 港北区大倉山6-29-34-101
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

道路標識点検調査業務を別委託で行った結果、道路標識の腐食による劣化が著しく、 倒壊する恐れがあると報告を受けました。

数日後に大雨及び暴風が予報されており、道路標識が落下し、道路利用者や近隣住宅に被害を及ぼす恐れが大いにありました。また、他の道路標識についても地上から目視点検を行ったところ、同様な腐食による劣化が見られたため、緊急に点検を実施し、早急に撤去を要するか判断する必要がありました。

これらの理由から、撤去等の業務を迅速に行う必要があったため、随意契約を行いました。

## 8 契約の相手方の選定理由

別委託による点検調査で道路標識の劣化を発見しました。そのため、現場の状況を 把握しており、道路標識撤去等業務を迅速に対応できる体制を有していたため選定し ました。

## 9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部下水道センター